

ニ怠業状態ニ移ツタ

願書

- 一、現在獎勵制度ノ計算法ヲ改正スル事
- 二、臨時工ノ契約期間ヲ三ヶ月トシテ引續キ契約スルモノハ本職工ニ採用スル事
- 三、常備者歩増シハ現在一割五分ヲ三割五分ニスル事
- 四、缺勤懲罰ヲ廢止スル事
- 五、不合格品使用ハ豫定時間ノ半額ヲ支給スル事（註不合格ヲツクツタ場合ニハ精請負金ヲ貰フ事が出來ナイ様ニナツテタルガ不合格品デモ會社ガ使用スル場合ガ随分アル其ノ場合ニハ請負金ノ半額ヲクレト云フ意味）

大正十三年一月二十五日

職工一同